

ヒブワクチンの追加接種を忘れずに

2013.06.20

今年の4月からヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンという細菌性髄膜炎を予防するための二つのワクチンと、子宮頸がん予防ワクチンの三種類のワクチンが、定期接種となりました。

子宮頸がん予防ワクチンは複合性局所疼痛症候群という有害事象のために積極的勧奨が中止されている状態ですが、ワクチンそのものは継続して接種できますので、かかりつけ医とよく相談して判断してください。

小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種方法に関しては特に大きな変更はありませんでしたが、ヒブワクチンの4回目の接種にあたる追加接種は、お金がかからずに受けられる期間が限定されることとなりました。

それまで、ヒブワクチンの追加接種は3回目終了後おおむね1年から1年半をめどに行うことでしたが、定期接種になってからは3回目の接種後7か月から13か月の間に行うこととなりました。この時期を過ぎてしまうと定期接種から外れて有料となることがあるとのことです。

予防接種の効果という点では期間を区切ることは医学的には全く意味のないことですが、定められた期間に定められた接種をするというのが、定期接種の本来の姿ですので、仕方ありません。

追加接種の必要なワクチンは、追加接種を行うことで抗体がしっかりと出来上がりますので、有料になったからやめるという選択はしないでいただけたらと思います。

多くのお子さんは生後2か月からヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを始めていることと思いますので、1歳のお誕生日を過ぎた時に麻しん風疹混合ワクチンとともにヒブワクチンと小児用肺炎球菌の追加接種を行うようにすれば、接種間隔の問題にはなりませんので、1歳になったら3つ同時にすると覚えておいてください。